

東京都北区立飛鳥中学校 PTA 規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 この会は、東京都北区立飛鳥中学校 PTA と称し、この会は東京都北区立飛鳥中学校（以下「本校」という）東京都北区西ケ原 3-5-12 本校内に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力し、家庭と学校と地域社会における、生徒の幸福な成長に貢献することを目的とする。

第 3 章 方 針

- 第 3 条 この会は、次の方針にしたがって活動する。
1. 教育を本旨とした民主的団体として独立して活動する。
 2. 目的を同じくする諸団体、諸機関と協力する。
 3. この会およびこの会の役員・委員の名によって政治、宗教、営利行為は行わない。
 4. 学校の教育活動に協力する。

第 4 章 会 員

- 第 4 条 この会の会員は、本校生徒の保護者またはこれに代わる者（以下合わせて「保護者」という）と本校に勤務する教職員（以下「教職員」という）とし、平等な権利と義務を有する。

第 5 章 入 会 と 退 会

- 第 5 条 この会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出するものとする。
- 第 6 条 卒業・転出により退会とする。
- 第 7 条 会員がこの会を退会しようとする時は、役員会へ退会の意志表示をしなければならない。

第 6 章 会 計

- 第 8 条 この会の活動に要する経費（各種手数料含）は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。会費は、一家庭（教職員含む）あたり月額 350 円（年額 4,200 円）とする。
- 第 9 条 会計は、総会において承認された予算に基づいて行われ、決算は監査を経て、総会で承認を受けなければならない。
- 第 10 条 会計年度は 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 役員・監査および顧問

- 第 11 条 この会に次の役員をおき、役員会を構成する。
会長(保護者 1 名)・副会長(保護者 2～3 名、教職員 1 名)
書記(保護者 2 名、教職員 1 名)・会計(保護者 2 名、教職員 1 名)
- 第 12 条 役員の任務は次のとおりとする。
- ・会長はこの会を代表し、会務を統括する。
 - ・副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。また、その他の事務を担当する。
 - ・書記はこの会の活動に関わる文書を作成し、その他の事務を担当する。
 - ・会計は予算・決算・会計事務を担当する。
 - ・物品管理、行事の支援等を全役員で行う。
- 第 13 条 この会に監査(保護者 2 名、教職員 1 名)をおく。
- 第 14 条 監査の任務は次のとおりとする。
- ・この会の活動ならびに会計を監査し、総会に報告する。
 - ・行事の支援等を行う。
- 第 15 条 役員、監査は、総会の決議によって選任する。
- ・役員・監査の任期は 1 年とし、再任をさまたげない。ただし、監査は最長 2 年を超えて務めることはできない。
- 第 16 条 この会に役員会の議を経て、顧問を若干名おくことができる。
顧問は会長の諮問に応じ、会長の要請によって会合に出席し、意見を述べることができる。

第 8 章 役員・監査の選出

- 第 17 条 役員・監査の候補者は次のとおりとする。
- ・「役員・監査指名委員会」により推薦されることに同意し、総会の承認を得たもの。
 - ・教職員の役員については教職員の協議により候補者を選出する。
 - ・現会員および会員見込み者より、役員・監査の推薦、選出をする。
- 第 18 条 役員・監査の選出方法は次のとおりとする。
- ・役員、監査は前項の候補者を総会が承認、決議することで決定される。
 - ・役員、監査に欠員が生じたときは、役員会の議を経て補充し、会員に知らせる。その任期は、前任者の残存期間とする。

第 9 章 役員・監査の解任

- 第 19 条 役員・監査がいずれかの項目にあてはまるとき、総会または役員会の議により、これを解任することができる。この場合、役員・監査に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
1. 運営に支障をきたす言動があり、改善されないとき。
 2. ふさわしくない非行があったとき。
 3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第 10 章 総 会

- 第 20 条 総会はこの会の最高議決機関である。
- 第 21 条 総会の定足数は、会員の 3 分の 1 (委任状を含む) 以上とし、出席者の過半数で議決することができる。
- 第 22 条 総会は会長が召集し、5 日前までに会員に開会を通知する。
- 第 23 条 総会は、年度始総会、年度末総会、臨時総会とし、次のことを行う。
1. 年度始総会…予算・決算の承認、年間活動計画の決定、その他
 2. 年度末総会…年間活動報告、次年度役員・監査の承認、その他
 3. 臨時総会…必要に応じ、役員会の議により召集される。
- 第 24 条 総会は、会長が認めたときは、書面または電磁的記録により議事を開き決議をすることができる。

第 11 章 役 員 会

- 第 25 条 役員会は必要に応じ会長が召集し、その活動は次のとおりとする。
1. 会務を実施するにあたり、必要な事項を検討する。
 2. 活動計画の立案、連絡、調整にあたる。
 3. 年間活動の実施原案および予算案をまとめ、総会に提出する。報告書を作成する。
 4. 総会決議事項の実施、推進にあたる。
 5. その他必要な事項について審議する。

第 12 章 専門委員会・特別委員会

- 第 26 条 この会を推進するため、専門委員会を設ける。
第 27 条 専門委員会の任期は 1 年とし、再任をさまたげない。
第 28 条 必要に応じて特定の目的を遂行するために、特別委員会を設けることができる。
第 29 条 専門委員会の活動の詳細および特別委員会の取り扱いについては、細則で定める。

第 13 章 個人情報の保護

- 第 30 条 この会の運営のために得た個人情報は、個人情報保護に関する法令に基づき、取り扱う。

第 14 章 細 則

- 第 31 条 本規約に記載のない事項で運営に必要な事項は、細則で定める。

第 15 章 付 則

- 第 32 条 この会の設立年月日は昭和 47 年 4 月 1 日とする。
第 33 条 総会または運営委員会の議を経て、本規約の施行に必要な細則を定めることができる。
第 34 条 この規約は、総会の決議によるほか改廃することはできない。
第 35 条 この会の表彰、慶弔規定は別にこれを定める。
第 36 条 この規約は 昭和 47 年 4 月 1 日より施行する。
昭和 54 年 2 月 22 日一部改正
昭和 59 年 12 月 21 日一部改正
昭和 62 年 1 月 9 日一部改正
平成 2 年 2 月 27 日一部改正
平成 7 年 5 月 20 日一部改正
平成 9 年 3 月 1 日一部改正
平成 13 年 3 月 3 日一部改正
平成 13 年 5 月 19 日一部改正
平成 14 年 3 月 2 日一部改正
平成 16 年 3 月 8 日一部改正
平成 24 年 3 月 9 日一部改正
平成 26 年 3 月 7 日一部改正
令和 2 年 3 月 11 日一部改正
令和 2 年 5 月 29 日一部改正
令和 5 年 3 月 3 日改定
令和 6 年 3 月 8 日一部改正

東京都北区立飛鳥中学校PTA慶弔規定

1. 会員の慶事に際しては次のように祝意を表わす。

- ① 教職員の結婚・・・・・・・・・・5,000円
- ② 教職員の子女出生・・・・・・・・・・5,000円

2. 会員の弔事に際しては次のように弔慰を表わす。

- ① 教職員・・・・・・・・・・10,000円
- ② 生徒・・・・・・・・・・10,000円
- ③ 会員（保護者）・・・・・・・・・・10,000円
- ④ 職員の父母または子女・・・・・・・・・・5,000円
- ⑤ 職員の配偶者・・・・・・・・・・5,000円

3. 職員が転退職するに際しては、次のように送別の意を表わす。

- ① 一律3,000円相当

以上の規定により難きときは、役員会で協議の上ではかるものとする。但し、緊急かつ特別の場合、PTA会長の責任において善処し、事後、役員会で了承を求めることができる。
慶弔規定による場合は、一切の返礼は行わないものとする。

北区立飛鳥中学校 PTA 細則

第1章 指名委員会

- 第 1 条 「指名委員会」の構成、運用は次のとおりとする。
- ・ 会員若干名で構成し、任期は任務を終了したときまでとする。
 - ・ 委員会は非公開とし、委員はその内容を口外しない。
 - ・ 委員会は総会5日前までに候補者を告示する。
 - ・ 委員会は必要に応じ、会長・校長の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第2章 専門委員会

- 第 2 条 この会は、広報委員会を設ける。
- 第 3 条 専門委員会は、下記の通り選出する。
- ・ 広報委員会：若干名
- 第 4 条 各専門委員会の活動は次のとおりとする。
- ・ 広報委員会 … 会報等の発行により、PTA 活動及び学校行事の連絡、啓発、情報の収集と提供等の広報活動にあたる。
- 第 5 条 各委員会には1名以上の教職員が加わることとする。
- 第 6 条 次年度の各委員会の委員選出は、自薦他薦を問わず候補者を募り、候補者と役員の協議によって決める。

第3章 PTA メール配信

- 第 7 条 (主 旨) PTA の連絡機能として、電子メールを利用したメール配信を整備/運用する。
- 第 8 条 (発信者) メールを発信者(以下、発信者)は、緊急時を除き、会長・副会長とする。
- 第 9 条 (受信者) メール配信の受信者(以下、受信者)はPTA 会員のうち希望者とする。
- 第 10 条 (受信登録/解除) 受信者は、自ら所定の方法でメールの受信登録/解除を行うこととする。
ただし、卒業・転出の際は、発信者が受信解除を行うことができる。
- 第 11 条 メール配信の運用にあたり、外部委託業者を利用する場合、以下の点をふまえ、運営委員会で検討の上決定する。
- ・ プライバシーの保護 ・ 適切な委託価格 ・ 受信者、発信者の利便性 ・ 業務の継続性
- 第 12 条 目的は以下の場合に限定する。
- ・ PTA に関するお知らせ ・ PTA 会員に対するアンケート調査
 - ・ PTA からの緊急時のお知らせ ・ 天候状況に伴う予定変更
- 第 13 条 メール発信は、発信者の承認をもって行う。

第4章 サークル活動

- 第 14 条 (目 的) PTA サークル活動は会員同士のコミュニケーションを図る場とするとともに会員の研修を目的とする。
- 第 15 条 (管理・運営) サークル活動は、自主管理・自主運営とし、所管は PTA 役員本部とする。また、営利・宗教・政治的目的による活動は禁止する。
- 第 16 条 (構成員) サークルの構成員は飛鳥中学校 PTA 会員とする。ただし、指導者および講師はこの限りではない。
- 第 17 条 (新規サークルの発足) 「申請用紙」は随時役員会に提出できる。その後役員会の承認を得た上で発足できる。サークル構成員は3名以上とする。ただし、部員募集などの活動は1名からできることとし、3名以上集まった時点で新規サークルの届け出ができる。また、各サークルとも代表者を決めること。

- 第 18 条 (補助金について) PTA 会費よりサークル活動費の補助が受けられる。現役の保護者 3 名以上在籍の場合、1 名につき 1,000 円、ただし 10,000 円を上限とする。年に一度、「メンバー表」「PTA サークル活動補助費申請書」「年間活動予定表」を提出すること。
- 第 19 条 (活動報告) 毎年、3 月にサークルの活動状況を PTA 会計に報告する。
- 第 20 条 (サークルの解散について) 各サークルの事情により運営不可能になった場合、「解散届」を PTA 役員会に提出すること。また、役員会は、学校への著しい迷惑行為、規約・細則違反などの理由により、活動停止ならびにサークルの解散を勧告することができる。

第5章 付 則

- 第 21 条 本細則は、役員会の議決によるほか改廃することはできない。
- 第 22 条 本細則は令和 6 年 3 月 8 日より実施する。

東京都北区立飛鳥中学校 PTA 個人情報保護方針

北区立飛鳥中学校 PTA（以下 PTA）では、個人情報の重要性を認識し、以下のとおり PTA 会員（以下会員）の個人情報保護につとめます。

1. 個人情報の収集
PTA は利用目的を明示した上で、その目的達成のために必要な範囲内で個人情報の収集をすることがあります。
2. 個人情報の利用目的
PTA で収集した個人情報は、適法且つ公正な手段で以下の目的で利用します。
(1) PTA 活動に必要な連絡事項
(2) 傷害保険の加入手続き
(3) 委員会その他会員相互の連絡調整
(4) その他 PTA 活動上で必要な行為
3. 個人情報の取扱期間
取扱期間は在学中とし、卒業(または転出)後、個人情報は適正には廃棄します。
4. 個人情報の安全管理
PTA は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失の防止、その他の個人情報の安全管理のため適正な措置を行います。
5. 個人情報の開示・訂正等
PTA は、会員から当該本人の個人情報について開示請求があった場合、本人の確認の上、速やかに開示します。
PTA で保有している個人情報の内容に誤りがあり、該当本人から訂正や追加の申し出があった場合は、本人確認の上、速やかに対応します。
6. 個人情報の第三者への提供
PTA は、取得した個人情報法の法令に定めのある場合を除き、個人情報を会員本人の同意なしに第三者に提供しません。
7. 組織・体制
飛鳥中学校 PTA は、PTA 会長を個人情報管理責任者とし、個人情報の適正な管理及び継続的な改善につとめます。
8. 本方針の変更
本方針の内容は変更されることがあります。変更後の本方針については、速やかに周知を行うものとします。
9. 付則
本方針は、令和5年3月3日より施行します。

個人情報取り扱いにつきまして、上記の請求・お問い合わせ等ございましたら、飛鳥中学校 PTA までご連絡くださいますようお願い申し上げます。